

■議案第67号 四万十町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について

【要旨】

平成 27 年 9 月 4 日に農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）が改正され、農地等の利用の最適化の推進に関する業務が農業委員会の重要な業務と位置付けられたことに伴い、農業委員会の組織及び運営を改めるため、農業委員数の見直しと新たに農地利用最適化推進委員を設置し、定数に関する条例を定め、関係する条例の廃止及び一部改正を行うものです。

【内容】

基準農業者数 2,758 人、農地面積 3,236ha の当町の農業委員の定数については、法で定める定数の上限 19 人に該当するため、定数を 19 人とします。

農地利用最適化推進委員の定数については、定数の上限が 33 人ですが、旧小学校区を活動区域（別表）の基本とし、定数を 20 人とします。

廃止する条例については、従前の公選制が廃止され、農業委員については町長の任命、農地利用最適化推進委員については農業委員会の委嘱となり、部会については内容別の部会から区域別の部会に見直しが行われたため、部会を廃止することによるものです。

報酬の額については、月額に加え、法改正により任意業務から必須業務となった、農地集積や遊休農地の解消等の活動・成果に応じて交付される農地利用最適化交付金を報酬として支払うことができるよう、四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものです。

なお、農地利用最適化交付金に係る活動・成果実績額は、年度の実績により決定するものであり、活動・成果実績額の支給については別に定めるものとします。

【施行期日】

平成 30 年 9 月 1 日

【廃止する条例】

四万十町農業委員会の選挙による委員の定数及びその選挙区に関する条例
四万十町農業委員会の選任による委員の団体推薦に関する条例
四万十町農業委員会の部会に関する条例

【一部改正する条例】

四万十町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

【農地利用最適化推進委員活動区域（案）】

番号	区域名称	区域の範囲	定数
1	窪川地区①	東大奈路・根元原・根々崎・神ノ西・大井野・西原・街分・見付・金上野	2
2	窪川地区②	東川角・西川角・宮内・仕出原	1
3	窪川地区③	若井・口神ノ川・中神ノ川・奥神ノ川・峰ノ上・若井川・高野・大向	2
4	立西地区	天ノ川・南川口・寺野・桧生原・折合・秋丸・野地・家地川	1
5	松葉川地区①	川ノ内・勝賀野・中村・七里	1
6	松葉川地区②	上秋丸・壺斗俵・東北ノ川・市生原・作屋・米奥・窪川中津川・日野地	1
7	仁井田地区①	床鍋・影野・下呉地・魚ノ川・奥呉地・替坂本	1
8	仁井田地区②	平串・富岡・中ノ越・仁井田・小向・六反地	1
9	東又地区	黒石・本堂・与津地・親ヶ内・藤ノ川・八千数・奈路・数神・向川・道德・平野・土居・弘見・飯ノ川・志和峰・志和・鶴津	3
10	興津地区	興津	1
11	大正地区①	小石・芳川・江師・大正・瀬里・希ノ川・下岡・上岡	1
12	大正地区②	打井川・上宮・弘瀬・大正北ノ川・市ノ又・烏手・相去	1
13	大正地区③	西ノ川・大正大奈路・木屋ヶ内・下道・大正中津川・下津井	1
14	十和地区①	里川・浦越・茅吹手・津賀・野々川・昭和・大井川・河内	1
15	十和地区②	小野・久保川・大道	1
16	十和地区③	十川・戸川・十和川口・古城・地吉・広瀬・井崎	1

【新旧対照表】四万十町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 35 号）

改正後		改正前	
四万十町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例 本則及び附則 略 別表（第 2 条、第 3 条関係）		四万十町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例 本則及び附則 略 別表（第 2 条、第 3 条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
略	略	略	略
農業委員会会長	<u>基本額・月額</u> 47,000 円 <u>活動・成果実績額</u> <u>予算の範囲内において町長が別に定める額</u>	農業委員会会長	<u>月額</u> 47,000 円
農業委員会会長職務代理	<u>基本額・月額</u> 38,000 円 <u>活動・成果実績額</u> <u>予算の範囲内において町長が別に定める額</u>	農業委員会会長職務代理	<u>月額</u> 38,000 円
		農業委員会部会長	<u>月額</u> 38,000 円
農業委員会委員	<u>基本額・月額</u> 37,000 円 <u>活動・成果実績額</u> <u>予算の範囲内において町長が別に定める額</u>	農業委員会委員	<u>月額</u> 37,000 円
<u>農業委員会農地利用最適化推進委員</u>	<u>基本額・月額</u> 37,000 円 <u>活動・成果実績額</u> <u>予算の範囲内において町長が別に定める額</u>		
略	略	略	略

【根拠法令】 農業委員会等に関する法律（抜粋）

（委員の任命）

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

3～7（略）

（農地利用最適化推進委員の委嘱）

第17条 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する市町村の農業委員会は、推進委員を委嘱しないことができる。

1 第3条第5項の政令で定める市町村

2 農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化が相当程度図られていることその他の事情を考慮して政令で定める基準に該当する市町村

2～6（略）

第18条 推進委員は、非常勤とする。

2 推進委員の定数は、農地等として利用すべき土地の農業上の利用並びに農地等の利用の効率化及び高度化の状況その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

3～5（略）

【根拠法令】 地方自治法（抜粋）

第8章 給与その他の給付

第203条の2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2～3（略）

4 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

【根拠法令】 農地利用最適化交付金事業実施要綱（平成28年3月29日付け27経営第3278号農林水産事務次官依命通知）（抜粋）

第3 事業の内容

農業委員会の積極的な活動を推進するため、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）の手当又は報酬の財源として交付金を交付します。交付の対象となる期間は、事業実施年度の4月1日（事業実施年度に新制度に移行した農業委員会の場合には、農業委員の任命の日）から3月31日までとします。

以下（略）